

秋田県看護職員修学資金貸与制度についてのQ & A

Q1 貸与申請にあたって、所得制限はありますか？

A) 所得制限は設けていません。ただし、予算の範囲内での貸与となっており、申請者数が予算の範囲を超える場合は、申請者世帯の家族構成、収入などを考慮のうえ選考します。

Q2 入学してすぐに貸与を受けられますか？

A) 貸与申請受付から決定・契約の手続きに時間を要しますので、7月頃からの貸与となります。なお、手続き終了後、4月から7月分を一括で振り込み、それ以降は月ごとに振り込みます。

Q3 何年間貸与を受けられますか？

A) 在学する学校の通常の修業年数を限度に貸与します。例えば、4年制大学の場合、1年次に貸与が決定した方は、最長で4年間貸与を受けられます。(単位未修了等により5年以上在学した場合でも、あくまで4年間の貸与となります。)

Q4 どんな場合に返還しなければならないのですか？

A) 養成施設卒業後、県条例で定める免除対象施設に就業しなかった場合、学校を退学した場合、免許を取得できなかった場合などです。免除対象施設に就業した場合でも、県条例で定める5年間に満たない期間で退職し、免除対象外施設に就業した場合は返還していただきます。

Q5 進学した場合はどうなりますか？ 返還しなければならないのですか？

A) 養成施設卒業後、更に進学した場合は直ちに返還する必要はありません。返還猶予の手続きをした上で進学した学校を卒業後、免除対象施設に5年間就業した場合は免除となり、免除対象外施設に就業した場合は返還となります。

Q6 返還する場合は、どのようにして返還するのですか？

A) 県から送付される「納入通知書」により、銀行など金融機関の窓口で納付することになります。返還方法は、毎月払い、半年払い、一括払いから選択することになります。

※ その他詳細は、医療人材対策室にお問い合わせください